

入札説明書

兵庫県立淡路景観園芸学校の実習指導（景観植物資源部門）業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品等の名称
兵庫県立淡路景観園芸学校実習指導（景観植物資源部門）業務
- (2) 調達物品等の内容
別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所
兵庫県淡路市野島常盤 954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校

2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込の期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第 2 号。以下、「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 条）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 入札参加の申込み

- (1) 参加申込の期間
令和 3 年 9 月 28 日（火）から 10 月 8 日（金）まで
毎日午前 9 時から午後 5 時まで（土・日曜日、祝日及び平日正午から午後

1時までを除く。)

(2) 申込場所

〒656-1726 兵庫県淡路市野島常盤 954-2

兵庫県立淡路景観園芸学校総務部総務課 担当 山田

電話(0799)82-3131 FAX(0799)82-3124

(3) 申込書類

ア 「申込書」を作成のうえ上記(2)の申込場所に持参又は郵送により提出すること。(郵送の場合は、令和3年10月20日(水)正午までに必着のこと。)

イ 上記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格の確認基準日は、上記(1)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和3年10月13日(水)までに申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、返信用封筒(定形長3)を申込書に添えて提出すること。

返信用封筒には84円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(4) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出にかかる費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意)を提出すること。

ア 受付期間

令和3年9月28日(火)から10月8日(金)まで

毎日午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日及び平日正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

上記3(2)と同じ

(2) 入札者は入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 6 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和3年9月28日(火)から10月8日(金)まで
毎日午前9時から午後5時まで(土・日曜日、祝日及び平日正午から午後1時までを除く。)

7 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和3年10月25日(月) 午前10時00分から
- (2) 場所 兵庫県淡路市野島常盤 954-2
兵庫県立淡路景観園芸学校事務管理棟1階 大会議室
- (3) 上記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、上記7の日時及び場所へ直接入札書を提出すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、封皮にそれぞれ「初度入札」「再度入札」の区別を記入し、令和3年10月20日(水)午後5時までに上記3(2)の場所に必着すること。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は当所所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は、「兵庫県立淡路景観園芸学校の実習指導(景観植物資源部門)業務」とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (4) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (5) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはでき

ない。

- (6) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に100分の110を乗じた額）の100分の5以上の額を、令和3年10月22日（金）正午までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は、本件入札の参加申込後で、開札日以前の任意の日を開始日とし、令和3年3月31日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に100分の110を乗じた額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。（被保険者は「淡路市野島常盤954-2 兵庫県立淡路景観園芸学校長 中瀬 勲」としてください。）

なお、財務規則第84条第1項第3号により、「国（公社・公団を含む）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、入札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の納入を免除することができる。」とされており、これに該当すると認められた場合は、入札保証金を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

11 開札

開札は、入札執行直後直ちに入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 上記2の入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等上記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 上記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者がくじを引くことにより落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。
なお、落札となるべき同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行う。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者と契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和4年3月31日（木）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札する場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、これらと入札内容が分明であること。
- (8) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。
 - イ 初度の入札において、(1)から(6)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者。

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札に執行をおこなうことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日

から7日以内に契約担当者へ提出しなければならない。

- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には「ア暴力団及び暴力団員に該当しないこと、イ暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと、ウ前記ア及びイに違反したときは、契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置に異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。

19 入札事務担当課

兵庫県立淡路景観園芸学校総務部総務課

電話(0799)82-3131 FAX(0799)82-3124

兵庫県立淡路景観園芸学校実習指導業務仕様書

1 業務名

兵庫県立淡路景観園芸学校実習指導（景観植物資源部門）業務

2 業務実施期間

令和3年11月1日から令和4年3月31日まで

3 業務の目的

淡路景観園芸学校は、花と緑によるゆとりと潤いのある美しい環境の創造に資するための景観園芸に関する教授研究を行うことにより、景観園芸について指導的役割を果たすことができる者を養成するとともに、景観園芸に関する知識及び技術を蓄積し、その普及を図り、もって人と自然とが共生する安全かつ快適なまちづくりに寄与することを目的としている。その教育の実施にあたっては、実技・実践主体の教育をその特徴としており、特に、民間等における実務経験が求められる景観植物資源部門において、実務界の実践的、専門的な技術、技能、ノウハウを導入することにより、教育内容のより一層の充実を図る。

4 業務体制

(1) 業務場所

兵庫県立淡路景観園芸学校

(2) 業務日

ア 学校の休業日（兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号））以外の日

イ その他学校の行事等校長が指定する日

(3) 業務時間

午前9時00分から午後5時50分までとする。

ただし、上記時間以外の業務については、別に定める指定時間とする。

(4) 業務員の都合により、上記の業務日、業務時間に業務を行わない場合は、事前に協議するものとする。

5 業務内容

校長、常勤教員との密接な連携のもと、次の専門知識を有する指導者が学生に対する指導等の業務を行うものとする。

(1) 専門知識

- ① 花壇等の設計施工、樹木草花等のガーデニング等の園芸に関する知識
- ② 園芸療法など園芸福祉・みどりと健康等に関する概略の知識
- ③ 施工や医療福祉関係法令に関する概略の知識

(2) 業務

- ① 学生に対する実践的、専門的な技術、技能に関する指導
- ② 学生の教育に関する事項

(3) 担当科目名等

別紙の科目について、校長、常勤教員との連携・調整により、必要な科目に係る上記業務を担当する。

(別紙)

【園芸療法課程】

- ・ ガーデニング
- ・ 対象理解とみどりの活用
- ・ 園芸療法演習
- ・ 園芸療法実習Ⅰ
- ・ 園芸療法実習Ⅱ
- ・ 園芸療法実習Ⅲ